

# 花火大会における煙火消費中の事故防止について



夏期期間中における煙火消費中の事故が増加しています。煙火消費中の事故防止の徹底に努めていただくようお願いいたします。

## 1 花火大会や各種イベントなど花火を打ち揚げする場合は事前に届出が必要です。

[www.yoshimatsu-119.jp/kakushusinseiyousi/sinseiyousi/enkasetsumei.pdf](http://www.yoshimatsu-119.jp/kakushusinseiyousi/sinseiyousi/enkasetsumei.pdf)

また、打ち揚げる量により、消費許可が必要となりますので、ご注意ください。

申請手続きについては以下を参照してください。

[花火大会の消費許可に関する手続 - 埼玉県 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)

## 2 打揚場所における安全管理の徹底

### (1) 消火準備及び事前散水

- ①消火器、水バケツ等の消火用水を可燃物付近に十分な数を準備してください。
- ②可燃物がある場合に事前散水または除去する等の火災予防措置を講じてください。

### (2) 保安距離

十分な保安距離を確保してください。

### (3) 気象状況

強風、大雨、落雷等の悪天候により、危険が発生する恐れがある場合は、延期または中止してください。

#### (4) 立入禁止

- ①保安距離よりも大きく危険区域を設定してください。
- ②フェンスや警備員等を配置し、関係者以外立入禁止措置を講じてください。

#### (5) 連絡体制

主催者と煙火業者の相互及び消防、警察等への連絡体制を確保してください。

#### (6) 打揚筒

打揚筒は安全な方向に確実に固定してください。また、設置後に再点検をしてください。

#### (7) 火気管理

煙火を取り扱う場所付近で喫煙等の火気の使用をしないでください。

### 3 煙火の無許可消費について

消費許可を要しない煙火打揚時の事故が増加しています。消費許可が不要な場合でも、火薬類取締法に基づく煙火消費の技術基準に従う必要があります。

埼玉県煙火消費技術基準については以下のURLを参照してください。

[埼玉県煙火消費技術基準 - 埼玉県 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)



※ もし事故が発生したら

**必ず消防署へ報告して下さい!**

吉川松伏消防組合消防本部

予防課 予防係

048-982-3919 (直通)

048-982-3931 (代表)